


報道機関各位

令和4年（2022年）12月15日（木）15時00分 配布

<p>項目</p>	<p>調理師業務従事者届の実施について</p>
<p>配付資料</p>	<p>関係法令</p>
<p>内容及び報道に当たったのお願い</p>	<p>【内容】 調理師法では、調理業務に従事している調理師は2年ごとに12月31日現在の調理従事場所等を届け出なければならないと定められており、令和5年は届出が必要な年となっています。 届出用紙またはインターネットにより「令和4年12月31日現在の状況」を令和5年1月15日までに届け出てください。 ○届出用紙による届出方法 次の届出受理事務取扱所に届け出てください。用紙は届出受理事務取扱所のほか最寄りの保健所に備えてあります。 ・網彩（あみさい）：網走市南3条西2丁目第3ツカサビル1階 電話 0152-67-5531 ・北全調北見支部：北見市北7条西1丁目1ホテル黒部 南出方 電話 0157-23-2251 ・クワトロ：紋別市本町5丁目 電話 0158-24-9106 ○インターネットによる届出方法（令和5年1月1日から） 次のURL（ウェブサイトアドレス）に接続して届け出てください。 URL：https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=oRTBL5bX ○届出が必要な方の詳細やその他の届出先等については北海道のホームページに掲載しています。 URL：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/tkh/sikaku/chourishisyuugyoh30.html 【報道にあたってのお願い】 調理師の皆様に広く周知するため、届出について積極的な報道をお願いします。</p>
<p>担当窓口</p>	<p>北海道オホーツク総合振興局保健環境部保健行政室 （北海道網走保健所） 企画総務課長 荒川 誠司 直通電話 0152-41-0682</p> 

調理師法（抜粋）

（届出）

第五条の二 多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて調理の業務に従事する調理師は、厚生労働省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年一月十五日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、前項の規定による届出の受理に係る事務（以下「届出受理事務」という。）を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして当該都道府県知事があらかじめ指定する者（以下「指定届出受理機関」という。）に届出受理事務の全部又は一部を行わせることができる。

3 指定届出受理機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、届出受理事務に関して知り得た第一項の規定による届出に係る事項を漏らしてはならない。

（免許の取消し）

調理師法施行規則（抜粋）

（施設又は営業の指定）

第四条 法第三条第二号、法第五条の二第一項及び法第八条の二に規定する厚生労働省令で定める施設又は営業は、次のとおりとする。

- 一 寄宿舍、学校、病院等の施設であつて飲食物を調理して供与するもの
- 二 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号、第四号、第二十五号又は第二十六号に掲げる営業（喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を除く。）

（届出）

第四条の二 法第五条の二第一項の厚生労働省令で定める二年ごとの年は、平成六年を初年とする同年以後の二年ごとの各年とする。

2 法第五条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名、年齢及び性別
- 二 住所
- 三 登録を受けた都道府県名、調理師名簿登録番号及び登録年月日
- 四 業務に従事する場所の所在地及び名称

3 前項各号に掲げる事項についての届出は、様式第二の二によらなければならない。

食品衛生法施行令（抜粋）

（営業の指定）

第三十五条 法第五十四条の規定により都道府県が施設についての基準を定めるべき営業は、次のとおりとする

- 一 飲食店営業
- 二～三（省略）
- 四 魚介類販売業（店舗を設け、鮮魚介類（冷凍したものを含む。以下この号及び次号において同じ。）を販売する営業をいい、魚介類を生きているまま販売するもの、鮮魚介類を専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態の販売するもの及び同号に該当するものを除く。）
- 五～二十四（省略）
- 二十五 そうざい製造業（通常副食物として供される煮物（つくだ煮を含む。）、焼物（いため物を含む。）、揚物、蒸し物、酢の物若しくはあえ物又はこれらの食品と米飯その他の通常主食と認められる食品を組み

合わせた食品を製造する営業をいい、第十五号、第十六号、第二十二号又は次号から第二十八号までに該当するものを除く。）

二十六 複合型そうざい製造業（前号に規定する営業と併せて第九号に規定する営業に係る食肉の処理をする営業（法第五十一条第一項第二号に規定する食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組（以下この号において「重要工程管理」という。）を行う場合に限る。第二十八号において同じ。）又は第十一号、第十六号（魚肉練り製品（魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコンその他これらに類するものを含む。）の製造に係る営業を除く。第二十八号において同じ。）若しくは第二十四号に規定する営業に係る食品を製造する営業（重要工程管理を行う場合に限る。第二十八号において同じ。）をいう。）